

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年5月17日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

委託料の金額誤りに関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事案発生の日時

令和5年10月4日付け こども家庭庁等からの通知により覚知

2 事案発生の場所

つくば市内

3 相手方

(1) 所在地 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■ ■■■■

4 事案の概要

市が発注した委託事業（障害者虐待防止対策支援事業）について、市の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）非課税事業との誤った認識により、委託額に消費税等相当額を含んでいなかったため、相手方に消費税等相当額を支

払うもの

5 損害賠償額

金2,690,226円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金2,690,226円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。